

議案第41号 交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

議案書35P~36P

1. 条例改正の目的

市が収集する資源物等（缶、ビン、新聞、雑誌、段ボール等、粗大ごみ）が収集場所から抜き取られる事例が発生していることに鑑み、一般廃棄物に係る市の統括的処理責任、抜き取りによる騒音やごみの散乱による生活環境の悪化、市民の分別協力意識低下の防止などの観点から、市長及び市長の指定する者以外の者が排出された資源物等を収集、運搬することを禁止するとともに、条例の規定に違反した者に対して罰則を科す規定を設けることとする。

（施行期日：令和5年9月1日、ただし、第19条を加える改正規定は、同年10月1日）

2. 条例改正の内容

条例に次の3点を新たに規定する。

項目	概要
収集、運搬の禁止 (第11条の2第1項)	◆市長及び市長の指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された資源物等（缶、ビン、新聞、雑誌、段ボール等、粗大ごみ）を収集、運搬してはならない。
違反者に対する命令 (第11条の2第2項)	◆市長は、市長が指定する者以外の者が、第11条の2第1項の規定に違反して、資源物等を収集、運搬した場合には、これらの行為を行わないように命ずることができる。
罰則 (第19条)	◆第11条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年6月 定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第41号 交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を 改正する条例について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）</p>			
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>				
<p>この条例は、市と市民と事業者の協力によって廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、環境の保全、公衆衛生の向上及び資源が循環利用される社会の構築を目指し、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</p>		<p>北河内7市においては、枚方市、寝屋川市、門真市において既に同種の規定を設定済。</p>				
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>				
<p>市が収集する資源物等が収集場所から抜き取られる事例が発生していることに鑑み、一般廃棄物に係る市の統括的処理責任、抜き取りによる騒音やごみの散乱による生活環境の悪化、市民の分別協力意識低下の防止の観点から、市長及び市長の指定する者以外の者が排出された資源物等を収集、運搬することを禁止するとともに、条例の規定に違反した者に対して罰則を科す規定を設けることとする。</p>		<p>抜き取り行為を防止するためには、条例施行のみならず、定期的かつ継続的なパトロールや啓発を実施するなどにより、その実効性の確保が見込まれる。</p>				
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>				
<p>令和5年2月24日に開催された経営会議において、抜き取り行為を防止するため、罰則を科すことのできる条例改正を行うことで方針決定を行った。</p>		<p>まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策</p>	<p>目 標 分野・方針 施 策</p>	<p>5 みんなで自然や文化を慈しみ、次世代に引き継いでいくまち 22 脱炭素・循環型社会 循環型社会の構築</p>		
<p>〈市民参加の状況〉</p>		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>				
<p>⑦ ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>計画名称 策定年度 計画期間</p>	<p>・交野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 策定年度：令和元年度 計画期間：令和2年度から令和11年度 ・交野市一般廃棄物処理実施計画 策定年度：令和5年度 計画期間：令和5年度（毎年度策定するローリング方式）</p>			
<p>意見件数 1件</p>		<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>令和5年9月1日（一部は、令和5年10月1日）</p>		
<p></p>		<p>担当部局</p>	<p>担当課</p>	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>		
<p></p>		<p>環境部</p>	<p>環境事業課</p>	<p>有 ・ 無 （条例新旧対照表他）</p>		

交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成13年条例第15号）新旧対照表

新	旧
<p><u>（収集、運搬の禁止）</u></p> <p><u>第11条の2 市長及び市長の指定する者以外の者は、処理計画に従って所定の場所に排出された一般廃棄物であって規則で定めるもの（以下「資源物等」という。）を収集し、又は運搬してはならない。</u></p> <p><u>2 市長は、市長が指定する者以外の者が、前項の規定に違反して、資源物等を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。</u></p> <p><u>（罰則）</u></p> <p><u>第19条 第11条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p>	